

## 九州大学総合研究博物館研究部内規

第1条 九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）に、研究教育事業にあたる研究部を置く。

第2条 研究部は博物館の専任教員をもって組織する。

第3条 研究部に分析研究部門及び開示研究部門の2部門を置き、職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 分析研究部門

- イ 学術標本の調査・収集、分類・保存及びその理論・方法に関する研究と教育
- ロ 学術標本の先端的分析法による新たな学術情報の抽出及びその理論・方法に関する研究と教育

(2) 開示研究部門

- イ 学術標本の展示・公開のための情報のデータベース化
- ロ 学術標本の効果的な展示・公開のための新たな理論・方法の研究と教育
- ハ 学生・市民の社会教育・生涯学習支援と人材育成
- ニ 学術標本の展示・公開に関わる博物館産業の育成

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行に伴い、「九州大学総合研究博物館の教員組織に関する内規」（平成19年4月1日施行）は廃止する。